

令和4年10月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年10月24日

開会：午前10時00分～午前11時07分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委 員 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育総務課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

本日の定例会におきまして、傍聴の申請があり、許可しようと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

なお、傍聴は、5人まで許可することといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○教育長 それでは、休憩を閉じ、定例会を再開いたします。

傍聴人に対しての諸注意を事務局よりお願いいたします。

○事務局 傍聴人におかれましては、既にお渡ししております守口市教育委員会傍聴規則を熟読の上、遵守していただきますようお願いいたします。以上です。

○教育長 それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は、田中委員を御指名申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員 承知いたしました。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」、お諮りいたします。

既に委員の皆様には、7月25日に開催されました教育委員会7月定例会会議録(案)及び8月23日に開催されました8月定例会会議録(案)を配付しております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会7月定例会会議録(案)及び教育委員会8月定例会会議録(案)については、承認することといたします。

それでは、次に、日程第4、議案第35号「令和5年度大阪府新学力テスト(愛

称：小学生すくすくウォッチ）への参加について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第35号「令和5年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページから8ページを御参照ください。

去る令和4年9月29日、大阪府教育委員会教育長より、令和5年度小学生すくすくウォッチへの参加について依頼がございました。

まずは、概要等につきまして御説明申し上げます。議案書の2ページ以降を御覧ください。

「1 趣旨・目的」についてです。本調査は、子どもたち一人一人が学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることが目的となっており、その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、それぞれの立場で取組みの充実に努めていくこととなっております。

次に、「2 問題及びアンケートの内容等」についてでございます。対象は、小学校及び義務教育学校前期課程の5年生、6年生の全児童です。実施内容は、5年生が国語、算数、理科、教科横断型問題です。6年生につきましては、全国学力・学習状況調査がありますので、実施教科の国語と算数を除く、理科、教科横断型問題のみとなります。

アンケートは、児童、教員の両方があります。児童アンケートは、目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活に生かす力、好奇心等に関する内容や学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートとなっております。教員アンケートは、小学校及び義務教育学校前期課程の5年生、6年生の学級担任及び当該学年に関わる教員等を対象とし、授業や指導、学校や学級等の様子等に関するものとなっております。令和5年度においては、児童アンケート及び教

員アンケートとともに学校のパソコン、タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施されます。

次に、「3 テスト及びアンケートの実施期間・場所・時間」についてです。実施日は令和5年4月17日から4月25日となっておりますが、本市におきましては、今年度同様、全国学力・学習状況調査と同日の令和5年4月18日を予定しております。実施場所は各学校で、実施時間は、国語、算数、理科はそれぞれ20分、教科横断型問題は40分、児童アンケートは20分程度です。

次に、「4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制」についてです。問題・アンケートの作成に当たっては、府内市町村教育委員会との協議を踏まえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学、認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議の上作成することとなっております。

次に、「5 問題及びアンケート結果の取扱い」についてです。「(1) 結果分析」については、各教科の状況、設問ごとの状況が示されます。アンケートの結果分析は、児童及び教員アンケートの相関関係や各教科の結果等との相関関係の分析が示されることとなっております。「(2) 提供資料」は、児童、学校、市町村教育委員会ごとの個人票や結果データ等となっております。「(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表」については、府教育委員会は、府全体の状況及び市町村の状況について公表すること、市町村教育委員会は、すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況に係る結果や取組みの説明に努めること、学校は保護者等に自校の結果について、すくすくウォッチの趣旨、目的を達成するために公表することが可能となっております。なお、「(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項」において、結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、

各学校の教育活動に支障を及ぼすことがないようにすることとなっており、具体的な公表の手續等が4点示されております。

次に、「6 各教科及びアンケート結果の活用」についてです。各教科及びアンケートの結果から、すくすくウォッチの趣旨、目的に基づいた取組みを進めるに当たり、教員、学校、市町村教育委員会が、それぞれの立場で取組みの推進に努めることとなっております。

最後に、「7 留意事項」についてです。各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施することが明記されています。また、障がいのある児童や日本語指導が必要な児童等への配慮及び対応については、学校が児童、保護者と協議の上、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応することとなっております。

2ページにお戻りください。2段目以降に市の考え方を示しておりますので、読み上げさせていただきます。

「本市ではこれまでも全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストに参加することで、本市の児童生徒の学力や学習状況調査を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善を行い、学校における教育指導の充実を図ってきたが、令和3年度より本調査に参加することで、5年生からの経年での比較が可能となり、調査結果の分析をこれまでよりも充実させ、授業等の指導改善、施策の見直しや改善等を行ってきたところである。

令和5年度においては、これまでに行ってきた各教科の状況や正答数の層に応じた児童アンケートとのクロス集計、教員・児童アンケートの比較などの分析を、全国学力・学習状況調査の分析内容とあわせて一体的に進めることに加え、各学校において、調査問題を授業等で活用し、児童が自分の学びをふりかえる機会を設定することや、アンケートのオンライン化を生かし、調査実施後速やかに学習状況の把握・分析を行い、個に応じた指導を充実させ、今後求められる資質・能力の育成を着実に図るため、

実施要領に基づき、当該調査に参加する。」

以上、誠に簡単な説明ですが、これまでの学力向上へ向けた取組みをさらに進めるため、令和5年度大阪府新学力テストへの参加につきまして、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 次年度より、アンケートについて、オンライン回答方式に変更するという説明がございましたが、もう一度その方法で実施することによる効果をお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 オンラインでのアンケートを実施することにより、これまでは、結果が返ってくるまで、自校でのコピー、スキャン等での分析となっておりましたが、結果を即座に把握できるというところで、今後の取組みにすぐに生かせる状況になりますので、そういったところを活用していきたいと考えております。以上です。

○委員 アンケートの簡単な集計結果も自動的にやってくれるということですね。

○事務局 現在、府からこちらに届いている情報では、そのようです。

○教育長 ほかに、いかがでしょうか。

○委員 教科横断型の問題があるのがとても興味深いと思っているんですけども、小学校の中での、こういった教科横断型の学びの取組み状況を教えていただけたらと思います。

○事務局 教科横断型問題、いろんな教科にとらわれない総合的な学びというところで、各学校、学期に1度は必ず活用型学力を問う問題を実施しております。

教育委員会としましても、活用型学力を問うような全国学力・学習状況調査や今年度のすくすくウォッチに係る問題等も含めまして、それらの問題に取り組めるよう学校へ提供しております。また、中学校等におきましては、定期テストでも活用型学力を問うような問題を取り入れたりしていると聞いています。

○事務局　補足でございますけれども、こういった教科横断型の取組みについて、総合的な学習の時間で取り組んでいます。また、このすくすくウォッチで示された問題を改めて子どもたちと一緒に取り組むことで、こういった力が育まれているか、また、できなかった問題について、もう一度みんなで確認することなど、取組みがなされていると認識しています。ただ、このような取組みをより一層進めていくことが本市の子どもたちにとっても必要であるというふうに認識しています。

○事務局　さらに少し補足させていただきますが、今説明がございましたように、こういうテスト問題等の活用についても進めています。そもそも学校での授業におきましても、各学校、年度当初に各教科等の年間指導計画を作成いたしまして、それを一覧表にして、各教員が各教科で、どの時期にどのような内容を指導するかということ把握しながら、それぞれで学ぶ事項について、関連をできるだけ図りながら学んでいくというようなことについても取り組ませていただいております。以上です。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　先ほど年間の授業計画のことに触れられましたけれども、ちょっとそのことに関してお聞かせください。それは、示されるのは教員だけではなくて、生徒とかにも示されてるんでしょうか。現時点ではどういった状況なんでしょうか。

○事務局　児童生徒に対して年間の授業計画を全体に示すということはしていませんが、保護者には、学校だより、学年だより等で毎月こういった学びをしますということを示したりしています。以上です。

○委員　ありがとうございます。やはりカリキュラムマネジメントは学習指導要領の中ではキーワードとなっていますし、必要なことと考えます。引き続きお進めいただけたらと感じました。以上です。

○教育長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第35号につきましては、原案どおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第35号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第5、議案第36号「守口市立学校給食安全安心検証委員会委員の任命及び委嘱について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、まず、議案第36号「守口市立学校給食安全安心検証委員会委員の任命及び委嘱について」、御説明申し上げます。

お手元の議案書9ページから10ページを御覧いただきますようお願いいたします。

まず初めに、資料の訂正につきまして申し上げます。議案書10ページ、「守口市立学校給食安全安心検証委員会委員名簿(案)」を御覧ください。1から3までの各項目に記載している関係法令につきまして、それぞれ「第3条第3項第1号関係」、「第3条第3項第2号関係」、「第3条第3項第3号関係」としておりましたが、正しくは、「第3条第2項第1号関係」、「第3条第2項第2号関係」、「第3条第2項第3号関係」となりますので、誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

まず、守口市立学校給食安全安心検証委員会です。これまで各学校給食調理業務は、学校給食法等に基づき、徹底した衛生管理の下で行われておりますが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、食事を取る場面においても感染症予防対策が求められ、食の安全に対する関心が高まる中、学校給食の安全性及び食育の充実に対しても関心が寄せられており、安全・安心で楽しい学校給食の実現に向けて、教育委員会からの諮問事項に対して、学校給食における安全衛生管理の向上、事故等の発生時における迅速かつ的確な対応、今後の学校給食の充実の観点から、御審議いただきます。

それでは、今回の委員会の委員候補につきまして御説明申し上げます。

委員会委員の選定に当たっては、条例に基づき、計6人以内となっておりますが、第3条第2項第1号委員の学識経験者が2名、第2号委員の市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者が1名第3号委員の教育委員会が適当と認めた者が2名で計5名となります。

次に、委員候補の説明をさせていただきます。

まず、学識経験者ですが、笠間氏につきましては、大阪国際大学短期大学部栄養学科講師で、主に給食管理学の学識経験者として、林氏につきましては、梅花女子大学食文化学部管理栄養学科教授で、食品衛生学の学識経験者として選出しております。

次に、市民委員につきましては、保護者の視点から、守口市PTA協議会から1名御参加いただきたいと考えております。こちらにつきましては、会長の横山氏を選出しております。

最後に、教育委員会が適当と認めた者として、飲食店や食品製造施設に対する衛生検査等の業務を担う立場の方から御審議いただきたく、大阪府が指定する大阪版食の安全安心認証機関である公益社団法人大阪食品衛生協会専務理事の齋藤氏を選出しております。また、法的観点から御審議いただくために、本市役所総務部法制文書課参事で法務専門官を務める脇田氏を選出しております。

以上でございますが、今回選出しております候補者に対しては、事前に、任命及び委嘱について本日の教育委員会で正式に御決定いただいた後に、委員の任命及び委嘱を行うことについて、御理解をいただいております。

以上、誠に簡単でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願います。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第36号につきましては、原案どおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第36号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第6、議案第37号「守口市立学校給食安全安心検証委員会に係る諮問案について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第37号「守口市立学校給食安全安心検証委員会に係る諮問案」について御説明申し上げます。

お手元の議案書につきましては、11ページから13ページを御参照ください。

本議案は、教育委員会から守口市立学校給食安全安心検証委員会に対して諮問をさせていただき内容でございます。

それでは、概略について御説明させていただきます。

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでございます。

これまでから調理業務は、学校給食法に基づき、徹底した衛生管理の下で行われておりますが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、食事を取る場面においても感染症予防対策が求められ、食の安全に対する関心が高まる中、学校給食の安全性及び食育の充実に対しても関心が寄せられております。

そのため、食中毒、異物混入、食物アレルギー、感染症罹患等のリスクを想定し、全教職員で共通理解を図った上で迅速かつ適切に対応できるよう、学校給食におけるリスクマネジメントを確立することが重要な課題となっております。

また、学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、生きた教材として大きな教

育的意義を有しており、学校給食を通して、児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を身につけられるよう、家庭と連携し、食育を一層充実していく必要があります。

つきましては、安全・安心で楽しい学校給食の実現に向けて、守口市立学校給食安全安心検証委員会条例第2条に基づき、下記のとおり諮問いたします。

諮問事項につきましては、大きく分けて3つございまして、「1 学校給食における安全・衛生管理の向上」ですが、「食材調達から調理、配膳・食事における安全・衛生管理の向上、給食施設における安全・衛生管理の向上」が主なものでございます。

「2 事故等の発生時における迅速かつ的確な対応」でございますが、「『異物混入発生マニュアル』及び『食物アレルギー疾患対応マニュアル』の運用についての検証、改善・充実」が主なものとなっております。

「3 今後の学校給食の充実」ですが、「給食を題材とした食育の充実、学校給食に関する情報発信、児童生徒・保護者の意見を取り入れた学校給食の在り方等」が主なものでございます。

スケジュールですが、令和4年10月24日以降、守口市立学校給食安全安心検証委員会への諮問を行います。答申までは6回程度開催を予定しておりまして、今年度は3回、翌年度3回を予定しております。令和5年10月に守口市立学校給食安全安心検証委員会より答申をいただく予定としております。

以上について諮問をさせていただこうとするものでございます。

誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することに、御異議ございませんで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第37号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第7、請願第1号に参ります。

初めに、請願の取扱いについて御説明いたします。請願書が教育委員会に提出されたときは、守口市教育委員会会議規則第18条第2項におきまして、会議の中でその採否を決定することと定められており、採否の結果は請願者に通知する必要があります。以上を踏まえまして、令和4年10月18日付で教育委員会に対して提出されました請願書につきまして、その採否を決定してまいりたいと思います。

それでは、請願書の趣旨について、説明を事務局からお願いします。

○事務局 それでは、請願第1号「医療ケア児が在籍している守口小学校に、未だ常勤看護師が配置されていない為、早急な看護師配置を求める請願」につきまして御説明申し上げます。議案内容につきましては、本文を朗読させていただくことで説明に代えさせていただきます。議案書の14ページを御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

「守口市教育委員会教育長様、2022年10月18日、守口市竹町8-15、亀澤美津子。

昨年9月から、学校現場に医療行為が必要な児童が居れば、看護師を配置することが法律で義務化されました。

療育手帳と身体障がい者手帳を所持し胃瘻注入を実施している我が子の小学校入学にあたり、支援学校か地元の学校かを悩みました。兄姉に弟の小学校入学について尋ねたところ、同じ小学校に通いたいと二人が望んだことと、入学時には法律が施行されており、看護師が配置されるものと思い、地元の小学校入学を決めました。

実際には、3月30日前後に看護師内定者からの就職辞退の申し出があったとの

ことで、入学時、看護師の姿が見えず、問い合わせてその事実を知り、愕然としました。

その後、4月だけ働いてくれる看護師が手配され、何とか1か月はしのいだものの、5月に入り、看護師は見つからず、結局、母に胃瘻注入のため、学校に行つて欲しいと要請がありました。私は、看護師の配置は行政の責務になり、親に頼むのは法律違反であり、早々に看護師の手配をしてほしいと言ひ、我が子の食事であり、注入のため学校に通いました。

交渉の結果、訪問看護師が胃瘻注入と食事介助の時に30分単位でケアを実施する事となり、母が注入のため学校へ行く必要はなくなり、今日に至っています。

本来、募集している看護師は、8時15分から16時までの勤務であり、医療ケア児が学校にいる時間は看護師が居るはずでした。水分補給の注入、食事としてミルクの注入等はもちろんの事、体調観察、ダンピング症状が出ていないか、それこそ、ボールバルブ症候群になってはいないかなど、胃瘻ケア時のとても重要で専門的な看護的観察をしてくれるはずでした。訪問看護師が、居てくれる時は、必要なケアや観察はしてくれており、心強いですが、時間になれば帰られます。正直、不安です。

さらに、学校生活でカリキュラムに合わせたきめ細かい動きを医療ケア児に保証しようとする、細切れでの訪問介護では限界があります。

小学校に入学し、益々動きが活発になっています。そのような児童に対し、看護師のいない時間帯に、コップ1杯の水分補給を、保証できないのが守口小学校での医療ケア児の現状です。

医療ケア児入学後、半年経過した現在でも看護師の雇用に至っていない現実。募集の任用条件に問題がないか見直す等、あらゆる方途で、早急に、常勤の看護師を配置されるよう強く要望します。」

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、次に、担当課から、請願の内容に係る現状についての説明をお願いします。

○事務局　令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。本市では、令和3年4月から医療的ケアを必要とする児童1名が就学することに伴い、法の施行に先駆けて体制を整備し、学校看護師の配置を行いました。令和4年度から対象の児童生徒が4名となることを見込まれたことから、子どもと保護者の安心のために、医療的ケアを必要とする児童生徒1名につき学校看護師1名の配置を目指し、看護師の確保に努めましたが、年度当初に配置できた看護師は1名にとどまったことから、学校看護師の募集を継続しつつ、医師の指示書に基づく医療的ケアが実施できるよう、市長部局と連携し、5月から訪問看護ステーションとの委託契約による訪問看護師派遣を実施してきました。現時点におきましても、常勤の看護師は2名にとどまっており、訪問看護を併用しながら医療的ケアの必要な児童生徒の支援に努めているところです。以上でございます。

○教育長　説明が終わりました。

それでは、採否に係る審議に入りたいと思います。

御質問や御意見はありますでしょうか。

○委員　看護師の募集に苦労しているということですが、これまでどのような募集を行ってこられたかを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○事務局　これまで求人サイト、看護師協会、ハローワークによる求人票の掲載、それから全小・中学校に看護師募集のチラシの配布、学校運営協議会での同じくチラシの配布など、募集を行って継続してまいりましたが、いまだ全対象の児童生徒に対する常勤の看護師の配置には至っておりません。

○委員　応募はゼロではなかったと思うんですが、どれくらいの応募者がございましたか。

○事務局　令和3年度に関しましては5件ほど、令和4年度当初までに関しまして

は10件、また、2学期現在に至るまでは5件ほどの問合せ等がありますが、条件面等折り合わず採用には至っておりません。

○委員 雇用条件面で折り合いがつかないということですが、具体的にはどのような部分が合わないのでしょうか。

○事務局 給与面と勤務時間等です。

○委員 勤務時間は何時から何時で募集されてるんですか。

○事務局 朝の8時15分から4時までと、8時半から4時15分の二通りありますが、合計どちらも7時間の勤務となっております。

○委員 雇用形態はどうなってますか。パートさんであるとか、常勤であるとか、看護師のほうも自分の生活がかかっているわけですから。

○事務局 会計年度任用職員という形で、年度ごとに更新をさせていただいております。

○委員 学校現場は夏休みとか冬休みとかあるんですけども、その辺りのときの勤務はどうなってますか。

○事務局 基本的には、子どもたちが学校にいる時間ということで、年間203日の契約になっておりますので、夏休み期間、春休み期間は給与が出ないという状況になっております。

○委員 だから、特に時給単価が低いとかいうことはないということですよ。夏休みとかがネックになっているとか。

○事務局 時間給換算した場合なんですけれども、他市と比べてはやや低いという感じはございます。

○委員 応募はあるけれど、なかなか折り合いがつきにくいということでございますが、改善に向けて御検討される用意はございますか。

○事務局 関係課と協議してまいります。

○教育長 ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

○委員 他市での雇用状況というのはどうなっていますか。

○事務局 指示書による内容によりまして、一概には言えませんが、守口市を含め、常勤の看護師と訪問看護と併用している市町村は、本市を含めまして6市ございます。その雇用の常勤の看護師の勤務内容につきましても、朝の登校の時間から夕方4時頃までというところもございましたら、人によっては、1日2時間から3時間の勤務をされている方もいらっしゃいます。

○事務局 また、他市の状況としまして、他市でもやはり看護師等が足りていないという状況もありまして、本市に対して問合せ等もございます。

○委員 コロナもあって、看護師さんが足りないというのをよくニュースでも聞くのですが、他市においても確保するのがすごく困難な状況にあるという認識でいいのでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 現在、医療的ケアを必要とされているお子さんが在籍をされているってことなんですけど、現在のそういったお子さんへの支援ということに関して、どのようにお考えでしょうか。

○事務局 医療的ケアを必要とする子に対して、医師の指示書に基づく医療的行為については、訪問看護を併用することで現在対応しておりますが、日常的な安全面の見守り等、今以上に支援をしていかないといけないと理解しております。

○委員 先ほどからの委員の方々とのやり取りからして、なかなか人材を確保するというのが難しいという状況のようなんですけれども、そのことを踏まえた上で、今後、担当課としてはどのように対応をお考えでしょうか。

○事務局 こういった常勤の看護師等の確保については引き続き努めていきますが、現時点で、今、委員からもありましたように、看護師の確保が難しい状況が続いておりますことから、訪問看護を併用しつつ、また、医療行為以外の部分につきましても、

支援人材を学校に配置することで子どもたちの支援に努めていきたいと考えているところではあります。

○委員 学校におきまして、医療的ケアを必要とされる子どもさんへの看護師の方以外の支援人材の活用ってというのはどのようになっているか、教えていただけますか。

○事務局 支援人材といたしましては、本市では移動や体育、校外学習の補助として、スクールヘルパーを派遣しております。また、特別支援教育支援員を各市立学校に配置しております。支援員に関しましては、今年度より要綱を改正いたしまして、支援対象となる児童生徒を拡充するとともに、医療的ケア児が在籍する学校には看護師配置のめどが立っていなかったことから、時間数を増加するといった対応をさせていただいております。

○委員 支援人材について、担当課としてはこれで十分だというふうにお考えでしょうか。

○事務局 学校からニーズ調査というものを上げていただいて、それに関して適切に支援できるよう努めておりますが、まだ全てをカバーできている状況ではないというふうに認識しておりますので、また今後についても配置拡充に向けて取り組んでまいります。

○委員 引き続き十分な支援をしていくというふうな認識でやっているということでございますね。承知しました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 医療的ケアを必要とされる全ての児童生徒に対して、努力はしているがなかなか今すぐ早急に常勤の看護師を配置するのは条件面等で困難もあると伺いましたが、現在取り組まれている訪問看護師派遣との併用を継続しながら、できるだけ早く常勤看護師の人材確保に向けて、引き続き努力されることを私は望みます。

○教育長 皆様から、様々な観点から貴重な御意見をいただきました。

まとめますと、医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して学校生活を送れるようにするためには、児童生徒、そして保護者のニーズも踏まえて、適切な支援をしていく必要があるというような意見がございました。

また、教育委員会としましても、これから保護者や学校、関係機関と綿密に連携を行い、引き続き学校看護師の処遇改善や適切な支援配置に向けて取り組んでいく必要があるというような意見もございました。

さらに、請願書に記載されている早急な常勤の看護師配置につきましては、なかなか困難な現状があり、現在取り組まれている訪問看護師派遣との併用を継続しつつ、常勤看護師の人材確保を継続する必要があるというような意見もございました。

それでは、ここで採決したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

それでは、挙手された方がいらっしゃいませんので、請願第1号につきましては、不採択とすることといたします。

なお、結果につきましては、先ほど御議論いただいた内容を付しまして、請願者に通知いたしますので、御承知おきいただきたいと思います。

請願第1号については以上とさせていただきます。

それでは、次に、日程第8、報告第10号、守口市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第10号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」、御説明させていただきます。議案書につきましては、16ページを御覧いただきますようお願いいたします。

事務職員、津川幸久につきましては、本年4月に教育委員会事務局に新規職員として配属され、地方公務員法第22条第1項の規定に基づく条件付採用期間6か月を勤務し、その間の職務を良好な成績で遂行したことに伴い、守口市で正式採用の運びと

なり、現在の所属課、教育部教育総務課に配属されました。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項ではございますが、令和4年10月1日に人事異動が発令されたことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長が臨時代理を行い、令和4年10月1日時点付で辞令発令いたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認をいただくものでございます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

報告第10号につきましては、原案どおりに承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第10号につきましては、原案どおり決定、承認いたしました。

これで本日の日程は終了いたしました。暫時休憩といたします。傍聴人は退室をお願いいたします。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○教育長 それでは、休憩を閉じ、再開いたしたいと思います。

次に、協議事項に移ります。

報告事項1「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について」の説明をお願いします。

○事務局 守口市立図書館運営状況の現状の評価等について、令和4年6月教育委員会定例会において、守口市社会教育委員会議に対して諮問に係る議決をいただいた

ところでございます。

このたび、令和4年9月30日付で社会教育委員会議より答申を拝受したことから、令和4年10月教育委員会定例会で報告しようとするものです。議案書は、18ページから40ページを御参照願いたいと思います。

守口市立図書館運営状況についての評価及び今後の発展について、具体的に説明申し上げます。

「1 図書サービスの充実」では、「令和3年度末時点での蔵書数は拡充計画を大きく上回っており、今後も引き続き利用者のニーズに合った収集を行いたい。」、「来館者数については、数多くの来館があることから、引き続き安全に配慮した上、来館者増に向けた取り組みを実施されたい。」、「来館者と本の出会いの創出には、毎月の本の展示の充実が欠かせないことから、継続して実施されたい。」。

「2 学びと課題解決を支援する図書館」では、「市立図書館の機能として、本の貸出しだけでなく読書活動全体を活発にし、地域全体の知識や教養を向上させることを念頭に置き、運営されたい。」、「生涯学習施設は、単なる貸部屋ではなく、今後も社会教育施設の役割として市民の社会教育、生涯学習の推進につながる施設として活用されたい。」、「感染拡大防止対策として動画配信や在宅で参加できる事業など、コロナ禍における事業を工夫された点は評価できる。」、「子どもたちが図書館に行きたいと思うような動画の配信など図書館の魅力を発信されたい。」、「ワクチン接種会場のため貸室利用が少ない中、絵本原画やSDGsに関する展示、地域FMの講演等守口市立図書館らしいイベントを実施し施設の活用に努めた点は評価できる。」。

「3 子どもの読書活動を推進する図書館」では、「子ども向けの読書活動のイベントはたくさん実施されているが、中高生に対して本の魅力を伝え合えるイベントは実施されていないため、今後実施されたい。」、「学校司書と定例的に連携する機会を設けるなど積極的に連携を図り、図書館から学校へ出向いての出前授業等の事業に

についても実施されたい。」、「市内小中学校の見学受け入れをされており、図書館の良さを浸透させていくためにも引き続き実施されたい。」、「子どもたちが本に親しみを持つことのできたり、本の良さを改めて感じるができるイベントやワークショップの実施をされたい。」。

「4 効果的・効率的な運営体制の図書館」では、「次年度の事業報告では、一つのキーワードとして持続可能な発展、開発、SDGsについても触れられたい。」

「利用者アンケートはweb上での実施や民間事業者アンケートの活用など工夫しており、評価できる。」、「職員研修については、適正実施されており、評価できる。今後も図書館としての質を向上させるため、職員研修に注力されたい。」、「新型コロナウイルス感染拡大の影響でボランティアとの共同事業や養成講座は中止となっているため、今後の課題として引き続き検討されたい。」、「開館時間を午前9時に変更することにより、多くの市民の意見を反映させた運営ができており、評価できる。」。

以上、誠に簡単な説明ですが、守口市立図書館運営状況についての評価の報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、以上とさせていただきます。

事務局より他に報告、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局 守口市立学校の現在の学校行事の進捗状況について御報告させていただきます。

2点ございます。まず1点目の運動会、体育大会の実施状況ですが、1学期に小学校1校、中学校3校、義務教育学校1校で実施されておりました運動会、体育大会ですが、2学期も順調に執り行われまして、あと小学校で5校を残すのみとなっております。10月下旬と11月に実施するのが4校ございます。

また、2点目の宿泊学習についてですが、こちらも小学校5年生は主に1学期に行っております。中学校も1、2年生の宿泊学習と3年生の修学旅行が1学期に多く行われておりましたが、現時点で、あと小学校2校の修学旅行、そして中学校1校の宿泊行事を残して、全て予定どおり行われております。

以上、御報告とさせていただきます。

○教育長 ありがとうございます。

何か御質問等はございますでしょうか。

○委員 運動会とか修学旅行が元に戻りつつあるという報告を受けまして、保護者のほうから不安だとか、あるいは元に戻ってよかったとか、どちらの声が多いですか。

○事務局 まだ現時点で、特に小学校では、学年別に実施されている学校がたくさんございます。現在に至るまで保護者の方から不安の声は教育委員会に届いておりませんし、学校からもそのような報告は受けておりませんが、実施形態としましては、まだまだ以前の状況とは異なるということをお理解いただければと思います。

○教育長 ほかに何か、御質問ございましたら。よろしいですか。

それでは、事務局から引き続いてお願いします。

○事務局 私からは今年度の事業の進捗等について御報告をさせていただきます。

今年度の主要な学校施設整備としましては、夏季に全校へのウォータークーラーの設置を完了するとともに、佐太小学校運動場整備工事につきましても、10月に完了しました。また、現在は、将来的に教室不足が予定される守口小学校の校舎整備への借地とともに、八雲小学校及び下島小学校、八雲中学校の義務教育学校の設置に向け、下島小学校と下島公園敷地での整備を目指し、関係部局やスーパー堤防事業を同地で実施しようとする国とも協議を進めております。

また、学力向上に向けた取組みとしては、今年度から各校における学力向上推進教員の任命を行い、担当者会議やアンケート実施を行い、授業改善を進めるとともに、

G I G Aスクール事業の推進に向けた指導者用タブレットについても、11月末までの全校配備に向け、おおむね予定どおりの進捗でございます。

そのほか、今年度に施行、実施しております守口小学校における水泳指導補助等の業務の民間委託についても、1学期に5、6年生、2学期前半に1、2年生の授業が終わり、今週から3、4年生の授業を予定しておりますが、効果的な授業が行われていると認識しております。今後は、引き続き授業の進捗管理を行うとともに、あわせて令和5年度に向けての予算編成を行っていく必要がございます。予算編成については、教育委員会で、毎年必要となる経常的な予算、こちらにつきましては財政当局と今後予算の増減などについて折衝を行うこととなります。

また、並行いたしまして、来年度に向けての臨時予算の編成を行っており、新規の事業や既存事業を拡大、拡充して実施するものなどの予算計上を精査しております。この臨時予算につきましては、来月の11月定例会において、毎年報告させていただいている重点施策の中で協議事項として上げたうえで、12月定例会で教育委員会に係る予算全体について意見集約したものを定例会で御承認いただき、市長部局に提出させていただく予定でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 これまでも教育委員会の議題として上がっていないことについては、最終的に点検・評価報告書でお知らせしてきましたが、今回このような形で、着実に取り組んでいるということを一覧にしてまとめた業務進捗を配付させていただきました。やはり業務を進めていく中で、当初考えたとおりにはいかないこともありました。そういうところについては、色々な角度からきちんと点検して、新たに取り組んでいる次第です。

また、今教育総務課長からもありましたとおり、こういったものを今年度から始めたので、まだまだ十分な成果が上がってるものばかりではありませんが、どういうふうに拡充していく必要があるのか、あるいは、学校や子どもたちを取り巻く環境の変

化の中で、新規にこういったものが必要である、あるいは、例えば読書活動の充実など、これまでも施策を進めてきましたが、予算の獲得がなかなか実現できなかったものなど、引き続き課題となっているものもありますので、財政的な要望なども繋げていきたいと思っておりますので、今回の業務進捗も参考にさせていただいたうえで、来月の定例会で令和5年度の予算に向けて皆様からまた御意見をいただけたらと思っております。今日は、こういった形で簡単に報告をさせていただきました。

私も、例えば守口小学校で始めた水泳の外部指導なども、順調に進んでいると聞いているんですが、近々伺う予定にしております。この定例会が終わってからもいつでも結構ですので、もう少し詳しく知りたいという業務がございましたら、また事務局にお申し出いただければと思います。

それでは、ほかに何か事務局から報告や連絡がございますでしょうか。

特にないようですので、本日の定例会を閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時07分